



長野県報

6月8日(木)
平成18年
(2006年)
第1767号

目次

規則

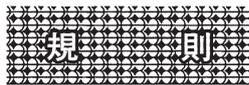
長野県組織規則の一部を改正する規則(行政システム改革チーム)	1
災害救助法施行細則の一部を改正する規則(危機管理防災チーム)	2

告示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療チーム)	3
クリーニング業法に基づく講習(食の安全・生活衛生チーム)	3
畜産振興事業補助金交付要綱(昭和42年長野県告示第81号)の一部改正(農業生産振興チーム)	4
公共測量の終了(県土活用支援チーム)	5
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防チーム)	5
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(会計チーム)	5

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(NPO推進チーム)	6
一般競争入札(情報政策チーム)	6
平成19年度長野県福祉大学校学生の募集(福祉健康政策チーム)	7
平成19年度長野県公衆衛生専門学校歯科衛生士学科学生の募集(医療チーム)	9
国土調査法に基づく成果の認証(水と土・郷づくりチーム)	10
土地改良区の定款変更の認可(水と土・郷づくりチーム)	10
県営土地改良事業の工事の完了(2件)(水と土・郷づくりチーム)	10
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(産業政策チーム)	10
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(3件)(産業政策チーム)	11
土地改良事業の工事の完了(水と土・郷づくりチーム)	12
土地改良事業の施行の同意(水と土・郷づくりチーム)	12
土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分(水と土・郷づくりチーム)	12
土地改良事業施行協議の審査結果の縦覧(2件)(水と土・郷づくりチーム)	12
一般競争入札(県土活用支援チーム)	13
平成18年度長野県教育職員免許法認定講習(教学指導チーム)	14
一般競争入札(事業チーム)	17
一般競争入札(自律教育チーム)	18



長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年6月8日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第40号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第140条第2項中「、臨床検査科」を「臨床検査科」に、「を置く」を「を、長野県立こども病院に、事務局に代えて経営管理部を、診療科に代えて診療部を、臨床検査科、放射線技術科、薬剤科及び栄養科に代えて医療技術部を、看護科に代えて看護部を置く」に改め、同条第10項を同条第14項とし、同項の前に次の1項を加える。

13 医療技術部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 理学療法及び作業療法に関すること。
- (2) 第8項及び第9項に規定する事務
- (3) 第11項各号に掲げる事務
- (4) 第12項に規定する事務

第140条第9項を同条第12項とし、同条第5項から第8項までを3項ずつ繰り下げ、同条第8項の前に次の1項を加える。

7 診療部は、前項各号に掲げる事務(理学療法、作業療法及び施術に関するものを除く。)をつかさどる。

第140条第4項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 経営管理部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 前項各号に掲げる事務
- (2) 病院の運営に係る総合的な調整に関する事
- (3) 院内の他部及び室の所管に属さないこと。

第140条第3項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 前2項に規定するもののほか、長野県立こども病院に、病院改革推進室を置く。

第140条に次の3項を加える。

15 看護部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 前項各号に掲げる事務
- (2) 部の職員の能力開発に関する事

16 医療技術部に、その事務を分掌させるため、科を置き、その名称及び分掌事務は、次の表のとおりとする。

名称	分掌事務
リハビリテーション技術科	理学療法及び作業療法に関する事項
臨床検査科	第8項の事項
放射線技術科	第9項の事項
薬剤科	第11項の事項
栄養科	第12項の事項

17 病院改革推進室は、病院の改革の推進に関する事務をつかさどる。

別表第36の県立病院の項中

事務長	局務の掌理及び所属職員の指揮監督
-----	------------------

を

事務長	局務の掌理及び所属職員の指揮監督
部長(こども病院に限る。)	部務の掌理及び所属職員の指揮監督
室長(こども病院に限る。)	室務の掌理及び所属職員の指揮監督
副部長(こども病院に限る。)	部長の職務遂行の補佐及び部務の整理

に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(事務処理規則の一部改正)
- 2 事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第9の5の(2)中「事務長」の次に「(長野県立こども病院にあつてはその事務について院長があらかじめ指定した副院長)」を加える。

行政システム改革チーム

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年6月8日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第41号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和34年長野県規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1のイの(4)中「238万5,000円」を「234万2,000円」に改め、同表の3のウの(7)中

円	円	円	円	円
17,300	22,200	32,700	39,100	49,600
28,500	36,800	51,400	60,300	75,600

を

円	円	円	円	円
17,200	22,100	32,600	39,000	49,500
28,400	36,700	51,200	60,100	75,400

に改め、同ウの(4)中

円	円	円
11,300	13,700	17,500
16,900	20,000	25,300

を

円	円	円
11,300	13,700	17,400
16,800	19,900	25,200

に改め、同表の6のイ

中「51万円」を「50万円」に改め、同表の9のウ中「19万3,000円、小人15万4,400円」を「19万9,000円、小人15万9,200円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則別表第1の9の規定は、平成18年4月1日から適用する。

危機管理防災チーム